

# 刑事司法ソーシャルワーカーの支援と効果

公益社団法人 東京社会福祉士会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-43-11 福祉財団ビル 5F

## 助成事業の概要

福祉的支援が必要な被疑者・被告人の社会復帰支援を行う刑事司法ソーシャルワーカー（以下：刑事司法 SW）の活動を東京の三弁護士会と連携して 2014 年から取り組んでいる。本事業では、これまでに確立してきた刑事司法 SW の支援現状を明確にし、活動による効果や求められる支援を検証する事を目的とする。

開始当初からの更生支援計画書 449 件の分析作業を行った。また、判決後支援の実態を知るために、当事者と刑事司法 SW への判決後支援のアンケートを行った。当事者へは繋がっている刑事司法 SW を通じて依頼、アンケート用紙、依頼文、返信封筒と謝礼のクオカードを渡した。刑事司法 SW へはメールで行い、締め切りを 8 月とした。回収後、各々の集計を行い、10 月に研究協力員で集計を元に座談会を実施。さらに、弁護士を交えて更生支援計画書スキルアップのために刑事司法 SW のグループワークを行った。さらに、刑事司法 SW に依頼する弁護士会と法務省矯正局と保護局に、実際の利用について状況報告をいただいた。さらに先駆的に判決後支援をおこなっている NPO 法人抱撲の奥田理事長に実際の取組みについてご執筆いただいた。以上の研究を踏まえて、研究総括担当者らで総括を行った。

## 事業の成果

日本社会福祉弘済会の助成による刑事司法 SW に関する研究は、すでに 3 回目となっている。初

回の 2017 年当時は公的な支援も何もなく、全くの手探り状態であった。2014 年の刑事司法ソーシャルワーク活動開始後 10 年を経た現在、2017 年度研究で課題としてあげられていたことが解決されてきている。

日本弁護士連合会で福祉的支援の必要性と「更生支援計画書」の有効性が認められ報酬が支払われるようになった。さらに、弁護活動で作成された「更生支援計画書」を法務省矯正局・保護局にて取り扱うことが東京地裁の判決案件だけとする「東京ルール」が全国展開となった。本実践研究事業を行うことで、司法分野では大きな広がりとなっていった。

本事業では [1] 過去約 450 件の更生支援計画書を分析することで、支援の必要な被疑者・被告人および事案を特性により分類でき、年々、権利擁護実践の取り組みが進化してきていることが読み取れた。これにより、多様な事案に対峙する刑事司法 SW が具体的な支援を展開する実態を浮き彫りにすることができた。[2] 支援を受ける当事者と刑事司法 SW へのアンケートによって実践の質に迫った。当事者に支援は前向きにとらえられていることが窺えたが、刑事司法 SW にとって支援が困難であることが窺えた。実践報告からも、支援対象者が複合的な生活課題を抱えていることがわかり、刑事司法ソーシャルワークの困難さが確認された。判決後支援も含め、刑事司法 SW の存在と支援は不可欠であるが、その支援は手探りであることが浮き彫りになった。さらに、先駆的に支援を行っている NPO 法人抱撲の実践を知ることで、今後の刑事司法ソーシャルワーク

の活動に示唆を受けることができた。中間で行った弁護士を交えてのグループワークで、更生支援計画書とその後の支援について刑事司法 SW で認識を新たにすることができた。

## 成果の広報・公表

本事業は当実施団体以外にも弁護士会、法務省関係機関、民間社会福祉機関の協力を得て行われた研究である。これら関係機関に成果物である報告書を配布するとともに、東京社会福祉士会の機関誌やホームページを通じて公表し、希望者には頒布する。また、社会福祉士が関係した判決が、マスコミで取り上げられるようになってきたので、マスコミに報告書を配布する。

この 10 年間で目覚ましく制度化が進んできた。今回の研究だけでなく、これは、本研究の成果物を広く配布し、学会等で発表をしてきたことと関係していると考ええる。本年 9 月に行われる司法福祉学会で自由研究として発表し、広く司法福祉関係の学者や関係者に知ってもらうとともに、11 月に計画されている東京社会福祉士会実践研究大会においても発表をおこない、東京の被疑者・被告人段階での福祉的支援について報告し、今後に向けての討議を行っていききたい。

## 今後の展開

2014 年に弁護士会との連携が始まり、この 10 年間で目覚ましく刑事司法ソーシャルワーク活動が進んできた。この 1 年間で制度化も進んできた。しかし、それは司法分野の中だけであり、生きづらさ故に犯罪となった当事者の社会生活支援の基本である福祉行政では認められているとは言い難い。再犯防止推進計画の策定が地方自治体でも進み、刑事司法に関与した複合的な課題を抱える人に対しても地域包括システムの中で、地域

福祉の課題として捉えていこうとする視点も出てきている。その中で刑事司法ソーシャルワークの活動も、地域共生社会実現の過程となることを目指したい。

それには、より確実なアセスメントと更生支援計画書を作ることと、判決後はその人らしい生活を送ることができるような支援方法の構築を行うことと考えており、刑事司法 SW のスキルアップの研修を充実させていきたい。